

化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習開催のお知らせ

ボイラー及び圧力容器安全規則第 62 条により、第一種圧力容器を取扱う作業で、労働安全衛生法施行令第 15 条第 4 号に示されている化学設備を取扱う作業主任者は、都道府県労働局長に登録した化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者でなければ、選任できないことになっております。当協会においては下記により、神奈川労働局長登録の、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を実施することいたしましたので御案内申し上げます。

1. 日 時

平成 24 年 6 月 11 日・12 日・13 日 (3 日間)
午前 9 時より午後 5 時

2. 会 場

(社) 日本ボイラ協会神奈川支部会議室
横浜市神奈川区鶴屋町 2-21-1 ダイヤビル 6 階 (横浜駅西口徒歩 5 分)
会場は 8 時 30 分まで入室できません。
(当協会のホームページ各講習会等開催場所案内図を参照)

3. 講習科目

(1) 第一種圧力容器の構造に関する知識	6 時間
(2) 第一種圧力容器の取扱いに関する知識	7 時間
(3) 危険物及び化学反応に関する知識	5 時間
(4) 関係法令	3 時間

4. 修了試験

講習終了後修了試験を行いません。(合格者に修了証を交付します。)

5. 受講料

1 人 14, 000 円 (消費税込)
テキスト 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任テキスト 2, 000 円、
ボイラー及び圧力容器安全規則 1, 100 円 (消費税込)

7. 申込場所及び日時

当支部事務所 横浜市神奈川区鶴屋町 2-21-1 ダイヤビル 6 階
(横浜駅西口徒歩約 5 分 電話 045-311-6325)
(当協会のホームページ各講習会等開催場所案内図を参照)

平成 24 年 5 月 8 日より [ただし、定員 (50 名) になり次第締切りますからご承知下さい。]
平日午前 9:00~11:30 午後 1:00~4:30 (土曜、日曜、祭日は休みます。)

8. 受講資格

ボイラー及び圧力容器安全規則第 122 条の 2 により、化学設備 (配管を除く。) の取扱いの作業に 5 年以上従事した経験を有する者でなければ受講できません。

9. 申込手続

- (1) 申込書及び受講資格証明書用紙は、当支部でお求め下さい。申込書に所定事項記入、捺印のうえ、受講料と同一の写真 2 枚 (タテ 35mm、ヨコ 24mm、上半身、正面、脱帽) を添えて申込み場所にご持参下さい。
- (2) 申込書に添付されている葉書は、修了試験合格者又は、不合格者に対する通知に使用しますので、住所、氏名、記入のうえ必ず返信用切手 (50 円) を貼付して下さい。なお、修了証は申込書によって作成しますので、特に申込書の生年月日、氏名、本籍、現住所は間違いのないように明確に記入して下さい。
- (3) 申込と同時に受講票とテキストをお渡します。郵送でのお申込みの場合は、定員等の関係がありますので、あらかじめ電話で、その旨ご連絡下さい。
- (4) **受講受付後の辞退者には受講料を返却いたしませんので御了承下さい。**

10. 備考

- (1) 会場には駐車場設備がありませんので自動車の乗入れは固くお断りいたします。
- (2) 修了証交付時には、本人の場合は印鑑又はサインを、代行の場合はその方の印鑑を御持参下さい。